

「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」の改定について

2025年1月20日

日本製紙連合会

1. これまでの経緯

(1) 製紙連の取り組み

- ・製紙産業は、「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業であり、企業活動において、生物多様性の保全に最大限の配慮を行うことは、当然の社会的義務であるとともに、産業競争力の源泉でもある。

このような認識の下、日本製紙連合会は「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針（以下行動指針という。）」を2014年6月に策定するとともに、会員企業の取組について毎年度フォローアップ調査を実施し、その結果を公表することにより、行動指針に基づく企業活動の推進に努め、成果を得てきた。

(2) 生物多様性保全を巡る情勢の変化

- ・こうした中、2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組（Global Biodiversity Framework（GBF））」が採択され、これを踏まえた国内政策として、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に決定された。
- ・新たなGBFにおいては、2030年に自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、30by30目標等が示されるとともに、事業者、特に大企業等が確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示することが求められている。
- ・また、こうした取組は、自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：（TNFD））における開示事項の対象となっている。
- ・なお、上記のような情勢の変化を踏まえ、2023年12月に「経団連生物多様性宣言・行動指針」も改定されている。

2. 行動指針の改定について

(1) 改定の背景

- ・このように、今後の会員企業の生物多様性の保全においては、従来の取組に加え、企業活動と生物多様性等の関係の把握・管理や統合的な対応が求められていること等を踏まえ、ネイチャーポジティブ（自然再興）

の実現に向け、これらの取組の推進を図るため、別添案のとおり行動指針を改定するものである。

(2) 改定案のポイント

改定案については、生物多様性保全を巡る情勢の変化や経団連の行動指針との整合等を踏まえたものであり、主な変更は以下のとおり。

① 前文に改定の背景・理由・目的を追加

② 企業組織・体制

- ・ 1.企業体制を⇒1.企業組織・体制に変更し、ガバナンスとして組織全体で取り組む重要性を明示。
- ・ 新たに「会員企業は、グローバルなサプライチェーンを含む自らの企業活動全体において、生物多様性・生態系を含む自然資本への依存・影響およびリスクと機会の把握・管理に努める。」を追加。
- ・ 「生物多様性に対する影響の低減に努める。」を⇒「生物多様性・生態系を含む自然資本の保全・再興との統合的な取組に努める。」とし、温暖化対策等との統合的な取組の必要性を明示。
- ・ 対外的な情報公開の例示として、TNFDを追記するとともに、**従業員への啓発**を追加。

③ 社会的な貢献活動

- ・ 社有林等の自社の自然資本を活用した取組の例示として、30by30 目標達成に貢献する自然共生サイトを追記。
- ・ 社有林を有さないなど、**自らの企業活動と、生物多様性・生態系を含む自然資本の保全・再興との関係が見出しにくい場合**であっても、活動の**支援**を通じた貢献が可能かつ重要である旨を明示。

④ 対外的な連携の強化

- ・ 生物多様性・生態系を含む自然資本への統合的な対応を図るため、「行政機関が行う生物多様性保全のための行政施策への協力」を⇒「生物多様性保全に資する行政施策への協力」とし、広範な連携に努めることを明示。

(3) 製紙連の改定プロセス

- ・ 改定に当たっては、昨年10月の理事会報告のとおり、生物多様性保全フォローアップ調査時に会員各社からいただいた意見等を踏まえて作成した改定案を10月開催の企画運営委員会でとりまとめ、11月開催のSDGs委員会へも説明し、意見を求めた上で策定したものである。

以上